



「社会保険料 (国民年金保険料) 控除証明書」を 送付します

所得税法の一部改正により、平成17年分の所得の申告から、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際に、1年間に納付した国民年金保険料額を証明する書類の添付等が義務付けられています。

平成18年度の申告に必要な「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は11月上旬に送付されます。この証明書には、平成18年1月から9月までの間に納付された国民年金保険料額(口座振替者は10月2日引き落とし分まで)と、年内に納付が見込まれる場合

の納付見込額を記載していただきます。

年末調整又は確定申告の際には、この証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

なお、平成18年10月から12月までの間に、本年初めて国民年金保険料を納付された方につきましては、この証明書の発送は平成19年2月上旬の予定となっておりますので、ご了承ください。

この証明書に関するお問い合わせは、証明書表面に記載されたお問い合わせ先へお願いします。

証明書及び領収証書を紛失された場合は、お近くの社会保険事務所までご相談ください。

現況届の提出が 不要になります

年金受給者は生存等の確認のため、1年に1回現況届の提出が必要でしたが、今年から住民基本台帳ネットワークシステムを活用して行うよう

になり、12月生まれの方から原則として不要になります。ただし、次の方はこれ以後も現況届が必要です。

- ① 社会保険庁で保有している本人基本情報(氏名、性別、生年月日、住所)と住民基本台帳ネットワークシステムの情報が相違し、住民基本コードを確認できない方
- ② 外国籍の方
- ③ 外国に居住している方

また、現況届が不要な方も、つぎの場合は該当の届出が必要です。

- ① 加給年金額を受けられている場合は「生計維持確認届」の提出が必要
- ② 障害の程度を確認するために「診断書」の提出が必要
なとき

* 提出が必要な届出については、社会保険業務センターから受給者の皆さまへ送付されます。

お問い合わせは

「ねんきん ダイヤル」へ!

年金に関する電話での相談については、「ねんきんダイヤル」をご利用ください。

○年金請求などの年金相談については:

0570(05)1165
0570(07)1165

○年金をお受けになつて
いる方の年金相談については:

「ねんきんダイヤル」では、お客様からの電話を全国の年金電話相談センター等のうち、回線の空いているところにおつなぎします。

お客様の通話料金のご負担については、一般固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話のみでご利用いただくことができます。

全国どこからでも市内料金で利用できますので、お気軽におかけください。

高知西社会保険事務所

☎ 875-1717

小型特殊自動車の 申告は

お済みですか?

乗用トラクター、乗用コンバイン等に代表される農耕作業用自動車、フォークリフト等は、小型特殊自動車であり、公道を走行するものは、標識番号の交付を受けなければなりません。

該当する車をお持ちの方は、標識番号の交付を受けてください。4月1日現在の所有者に軽自動車税が課税されます。

また、すでに申告されている方で、所有者や登録車種に変更があった場合は、標識番号を持参の上、名義変更・廃車等の手続きをしてください。標識交付に必要なもの

- ◎所有者の氏名、住所、印鑑
- ◎車名、車体番号、総排気量
- ◎販売証明又は譲渡証明

問い合わせ

☎ 893-1118

吾北総合支所住民課

☎ 867-2300

本川総合支所住民課

☎ 869-2112